

(平成24年度)

教育に関する事務の管理及び執行の  
状況の点検及び評価の結果に関する報告書

平成25年3月

新城市教育委員会

# 目 次

1 点検及び評価制度の概要	1
2 教育委員会	1
3 教育委員会事務局の行政組織	3
4 教育委員会事務局の事務分掌	4
5 平成24年度基本方針と施策の点検・評価	5
6 学識経験者の意見	11

## 1 点検及び評価制度の概要

### 1 制度

平成18年の教育基本法全面改正に伴い、学校教育法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律等の教育三法が改正されるなど、教育を取り巻く環境は大きく変化した。

平成19年6月に改正された地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「地教法」という。）においては、「教育委員会の責任体制の明確化」の一つとして、同法第27条の規定に基づき、平成20年度から教育委員会が毎年その権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価（以下「点検・評価」という。）を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表することが義務づけられた。

### 2 目的

この点検・評価は、教育行政の基本的な方針の策定等と同様に、教育委員会が管理・執行しなければならない事務として位置づけられ（地教法第26条の2）、評価の結果を議会に提出し、公表することにより地域住民への説明責任を果たすことを目的としている。

### 3 対象事業

本年度の点検・評価は、新城市教育委員会の平成24年度教育方針と主要施策について、平成25年1月末時点において実施した。

### 4 学識経験者の知見の活用

選任した学識経験者2名から、教育委員会事務局が行った点検・評価の結果について、外部評価を受けるという形で実施した。

学識経験者の選定に当たっては、本市にゆかりのある方を前提としつつ、広い視点からの知見を期して、学校教育、社会教育での教育や人材育成に携わっている識見の高い方の知見の活用を考慮した。

#### 学識経験者

氏 名	職 歴 等
池 田 勝 昭	元愛知新城大谷大学教授、現愛知学院大学非常勤講師 愛知教育大学名誉教授（元・学長補佐）
佐 野 真 一 郎	豊橋創造大学短期大学部教授

## 2 教育委員会

### 1 教育委員会制度

教育委員会制度は、首長から独立した合議制の教育委員会が決定する教育行政に関する基本方針のもと、教育長及び事務局が広範かつ専門的な具体の教育行政事務を執行する行政機関としてすべての都道府県及び市町村等に設置されている行政委員会である。

### 2 教育委員会の構成

- ・ 教育委員会は、6人の委員から構成されている。

本市教育委員会は、5名の教育委員で構成されてきたが、新城版こども園構想に基づく幼児教育の議論、検討が重要になること等に伴い、平成22年4月1日から1名増員して6名体制となった。

- ・ 委員は、地方公共団体の長が議会の同意を得て任命され、その任期は4年であり、再任もできる。
- ・ 委員長は、委員の中から互選で選ばれ、教育委員会を代表し、教育委員会の会議を主宰する。委員長の任期は1年であるが、再任もできる。
- ・ 教育長は、委員長以外の委員の中から教育委員会が任命する。教育長は、教育委員会

の指揮監督の下、すべての事務をつかさどる。

- ・事務局は、教育長の統括の下、教育委員会の権限に属する事務を処理する。事務局の組織は、それぞれの教育委員会の規則で定められている。

### 3 教育委員会の活動状況

教育委員会の活動として、定例会や臨時会の会議開催のほか、課題研究・意見交換のため、また学術及び文化に関する識見を高めるための研修を行うとともに、各種行事・会議に出席している。

なお、定例会、臨時会の会議録をホームページで公開するなど、広く市民に開かれた教育委員会を目指している。

- (1) 定例会開催 10回（平成24年4月～平成25年1月）  
議案等件数 ・ 議案 14件
- (2) 臨時会開催 2回（平成24年11月、平成25年2月）  
議案等件数 ・ 議案 2件
- (3) 愛知県市町村教育委員会連合会等への参加  
県内各市町村教育委員会相互の緊密な連絡協調と教育諸問題の研究等により、教育水準の向上と教育行政の円滑な運営に資するため参加した。  
・ 愛知県市町村教育委員会連合会 第46回定期総会及び研修会（7月13日）
- (4) 学校訪問  
学校経営方針や学校現場の課題、授業等を实地に視察し実情把握をした。  
東郷中、菅守小、山吉田小、開成小、黄柳野小、庭野小、舟着小、連谷小、海老小、八名小、千郷小、鳳来中、千郷中の13小中学校へ教育委員各1名が参加した。
- (5) 各種行事・式典等（年間）への出席  
卒業式をはじめとした儀礼的行事、文化祭や合唱コンクールをはじめとした学芸的行事、運動会をはじめとした健康安全・体育的行事への出席。  
また、成人式や市民文化講座等への出席。しんしろスポレク祭をはじめ、各競技団体が行う春夏市民体育大会、新城マラソン大会等への出席。
- (6) その他  
平成25年4月から「新城版こども園」をスタートさせる予定であることから、本年度より新城、八名の2幼稚園の事務を市民福祉部こども未来課へ補助執行させることとした。

### 教育委員会委員

(平成25年1月1日現在)

職 名	氏 名	任 期	備 考
委 員 長	瀧川 紀幸	平成22年4月1日～ 平成26年3月31日	
委員長職務代理者	菅沼 昌人	平成21年11月29日～ 平成25年11月28日	
委 員	馬場 順一	平成22年11月29日～ 平成26年11月28日	
委 員	川口 保子	平成23年11月29日～ 平成27年11月28日	
委 員	花田 香織	平成24年11月29日～ 平成28年11月28日	
委 員（教育長）	和田 守功	平成21年11月29日～ 平成25年11月28日	

### 3 教育委員会事務局の行政組織

組織及び主な事務

(平成24年4月1日現在)



#### 4 教育委員会事務局の事務分掌

##### 教育総務課

- (1) 教育委員会の会議に関する事。
- (2) 教育委員会規則等の制定及び改廃に関する事。
- (3) 公印の保管に関する事。
- (4) 教育財産の管理に関する事。
- (5) 教育表彰に関する事。
- (6) 教育に関する調査、統計及び広報に関する事。
- (7) 幼稚園の就園、奨励費等に関する事。
- (8) 小中学校、幼稚園の備品に関する事。
- (9) 事務局職員、県費負担教職員以外の教職員の任免その他の人事に関する事。
- (10) 学校の設置、管理及び廃止に関する事。
- (11) 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する事。
- (12) 遠距離通学に関する事。
- (13) 学校統合の調整に関する事。
- (14) 児童及び生徒の就学並びに生徒、児童及び幼児の入学、転学及び退学に関する事。
- (15) 教職員、児童生徒及び幼児の保健並びに安全に関する事。
- (16) 教科書、指導書等の取扱いに関する事。
- (17) 学校体育に関する事。
- (18) 学校給食に関する事。
- (19) 要保護、準要保護又は特別支援学級の援助費又は奨励費に関する事。
- (20) 校舎その他の施設及び教具その他の設備に関する事。

※幼稚園に関する事務をこども未来課で補助執行

##### 学校教育課

- (1) 県費負担教職員の任免、懲戒その他進退の内申に関する事。
- (2) 県費負担教職員のサービスの監督及び勤務成績の評定に関する事。
- (3) 校長、教員その他の教育関係職員の研修に関する事。
- (4) 学校の組織編成、教育課程、学習指導、生徒指導及び進路指導に関する事。
- (5) その他学校教育の指導及び助言に関する事。

##### 生涯学習課

- (1) 生涯学習の総合企画及び連絡調整に関する事。
- (2) 生涯学習の啓発推進に関する事。
- (3) 社会教育委員及び公民館運営審議会委員に関する事。
- (4) 生涯学習推進体制に関する事。
- (5) 青少年教育、家庭教育、人権教育及び各種講座に関する事。  
(乳幼児及びその保護者に係る家庭教育等に関する事)
- (6) 公民館の設置及び活動に関する事。
- (7) 図書館業務に関する事。
- (8) 社会教育施設に関する事。

##### 文化課

- (1) 芸術文化の振興に関する事。

- (2) 自主文化事業に関する事。
- (3) 文化活動の支援及び文化団体の育成に関する事。
- (4) 文化施設に関する事。
- (5) 文化財の保存、伝承及び活用に関する事。
- (6) 文化財保護審議会に関する事。
- (7) 市誌等の編さんに関する事。
- (8) 設楽原歴史資料館に関する事。
- (9) 長篠城跡保存整備事業に関する事。
- (10) 長篠城址史跡保存館の管理運営に関する事。
- (11) 鳳来寺山自然科学博物館の管理運営に関する事。
- (12) 作手歴史民俗資料館の管理運営に関する事。

#### スポーツ課

- (1) スポーツの振興及びスポーツ団体の育成に関する事。
- (2) スポーツ行事の計画及び実施に関する事。
- (3) B & Gに関する事。
- (4) 体育指導委員に関する事。
- (5) 社会体育施設に関する事。
- (6) 学校開放に関する事。

## 5 平成24年度教育方針と施策の点検・評価

### 1 新城教育のめざすもの

本年度は、子どもと市民が共に学び育つ「共育の輪を広げる」ことを目指します。

子どもの教育は、学校だけでなく、地域全体が子どもの教育にかかわり、学校教育を支援することが、これから求められる地域の姿であり、そこで育てられた子供は、必ずや地域の人々を愛し、古里の自然を大切に作る人間に育つことと思います。

そのために、「新城の三宝」を活かした新城ならではの「共育」を展開していきます。

### 2 「共育」を軸として進める学校教育

保護者・地域と共にある学校、「共育」の輪を広げるべく活動を進めていきます。

#### (1) 共育推進

##### 【施策】

##### 1) 共育の日創設

市内一斉に「共育の日」学校公開日を設け、市民だれもが、市内すべての小中学校を参観できるようにします。他地域の学校に出かけ、その特色を知ることで、自分の学校の共育に生かすこともできます。

##### 2) 学校支援隊の組織化

これまでもPTAをはじめ、多くの学校支援の組織がありますが、これらの活動が共育の観点で学校に集い、情報交換したり、新たな活動を創りだしたり、より効果があがるようコーディネートできる方法を探究します。

##### 3) 貢献活動の展開

各中学校では、休日など、子供たちが学区に出かけ、清掃や福祉、地域行事など、自主ボランティア活動を行っています。地域の方に学校に来ていただくボランティア活動と、子供たちが地域に出かけていくボランティア活動との双方向の活動による貢献活動で共育を充実させます。



### 【点検・評価】

#### 1) 共育の日創設

6月16日(土)から20日(水)までの5日間のなかで、3日間を学校公開日として、市内26校、全てが終日、公開しました。3日間の参観者総数は、2977人(保護者は2374人、保護者以外で603人)、参観者からは、「決められた公開日があると、気軽に学校に足を運べる、地域の中で子供を育てるという共育の考えに沿った意義ある活動であった、地域の方の協力を得る第一歩は学校の姿を知っていただくことだと思う、共育の日を設けて学校の姿を見てもらうことは大変意義があることだと思う」の意見がありました。

#### 2) 学校支援隊の組織化

学校側が組織化を意識して、地域の方を受け入れることで、これまでより、横の連携が図られ、新たな支援の方法や人材の発掘がありました。

#### 3) 貢献活動の展開

小学校運動会にスタッフとして中学生が参加するなど、これまでの活動に加え、小学生が「ふるさと歴史案内人」として、史跡の案内ガイドを定期的に行うなど、地域に出かけて貢献する新たな活動も見られました。

### (2) 小中連携の推進

#### 【施策】

子どもの発達や学習の系統を考え、小中の連携の大切さを重要視し、それぞれの中学校区において、教科学習や運動、不登校や問題行動、発達障害など、指導や情報の連携を図ります。

#### 【点検・評価】

三多活動、運動能力や体力の継続的指導、課外活動と部活動の連携、小学校英語活動と中学校英語授業の連携について、校長会議や教務校務主任研修会など、機会あるごとに呼びかけました。その成果は、学校訪問で確認しました。

小中学校間の学力追跡調査として、全国学力・学習状況調査を活用し、今年度の中学3年生について、平成21年度小学校6年生当時の調査結果との比較検討を行いました。その分析結果と学習指導の改善案を各学校に周知し、HPでも公開しました。

義務教育9年間を通して「整理整頓、後片づけ、ものを大切に使う」といった生活習慣など当たり前のことが身に付き自立した社会人となれるよう呼びかけました。

子供理解のための小中学校間での情報交換を行いました。特別支援教育については、就学支援、発達障害などについて専門的な知識を高めるための研修会を小中合同で開催しました。

### (3) 防災・減災・避難の検証と訓練

#### 【施策】

各学校において、地震や風水害など、さまざまな想定をするなかで、市や地域との連携を図りながら、防災マニュアルと避難訓練の見直しを進めます。

#### 【点検・評価】

実態に即した、より具体的なものになるように各小中学校の防災計画を見直しました。さらに、避難訓練の改善と耐震用転倒防止金具の再点検を行い、AEDの扱い方、不審者対策等、職員の研修の充実を図りました。

新たな取り組みとしまして、地域と連携した防災ネットワークづくり、小中合同下校訓練の実施、防災講演会の実施、保護者と安全マップづくり等の実施等があり、学校の取り組みの充実と教職員の意識の高揚が図られました。



#### (4) 小学校の再配置と施設整備

##### 【施策】

##### 1) 小学校の再配置

少子化の進行で、小学校の児童数が少なくなり、授業や生活などの活動場面において適切な人数の維持が難しくなっていることから、平成 18 年度に再配置委員会を発足し検討を進め、平成 21 年 3 月に「小学校再配置の基本的な考え方と指針」を策定しました。

本市における小学校再配置検討の目安を、6 学級未満の学校規模としており、該当する学区の総意のもとに進めています。

##### 2) 学校施設の整備

学校施設の整備にあたっては、環境と共育に配慮し進めます。

##### 【点検・評価】

##### 1) 小学校の再配置

現在、山吉田小学校と黄柳野小学校を統合し黄柳川小学校として、作手地区の菅守小学校、開成小学校、巴小学校、協和小学校の 4 校を 1 校 2 校舎体制で作手小学校北校舎・南校舎として、平成 25 年度からの開校に向けて準備を進めています。

新しい小学校の名称については、地域の意向を踏まえて決定しています。

統合により遠距離通学となることから、スクールバスとして黄柳川小学校にマイクロを 1 台、作手小学校にワゴンタイプを 2 台新たに配備し、児童の通学に係る負担軽減が図られます。

鳳来北西部地区については、連谷小学校、海老小学校、鳳来寺小学校の 3 校について、再配置に向けて市との協議窓口となる組織を立ち上げることとなり、平成 25 年 2 月に第 1 回目の会合を持つ予定です。

##### 2) 学校施設の整備

黄柳川小学校は、平成 23 年度からの 2 か年をかけて建設工事を進めており、環境面では地元材を活用した木造 2 階建て、共育面では市民共用の多目的ホールを設けています。

新城小学校屋内運動場の建替えにおいては、環境面で重力式換気窓やエコ照明、地元材を活用したヒノキフローリング仕上げとし、共育面では避難所としての機能を高めるため、床下に土壌蓄熱暖房を、屋外のマンホールトイレを設置します。

双方ともに、地元材の活用においては、これまでになく多量の杉・ヒノキの活用することとなり、森林環境の改善、木材の需要促進を図ることができました。

### 3 「共育」を志向する社会教育

#### (生涯学習課)

##### 【施策】

##### 1) 市図書館の活性化を進めます

図書館の利便性向上のため、図書館システムを更新します。市民の図書館利用は好調で、年間図書貸出冊数で見ると、毎年新記録を更新し、新市発足当時と比較すると倍増の 20 万冊に及ぼうとしています。また「図書館まつり」も市民の力を得ながら継続して開催します。

##### 2) 「共育」の啓蒙活動を展開します

共育啓蒙の観点から、好評のパンづくりやカヌー体験の「土曜親子ふれあい教室」や、科学実験・工作を行う「子ども体験講座」、作手の清流で遊ぶ「親子せせらぎエリア」などを開催するほか、市 P T A 連絡協議会や市子ども会活動を支援します。青少年健全育成については、「新城三つのしつけ啓蒙運動」を展開します。

また、近年、「食育」の大切さが問い直されていますが、食の安心安全に加えて、家族の絆を豊かにする家族団らんの「共食」（ともしょく）の機会の確保をPTAに働きかけていきます。

3) 生涯学習活動を推進します

公民館施設の地元移管やまちなか博物館の活用を進め、「趣味・生きがい教室」や「地域探訪・里山体験教室」などの生涯学習講座を開催するとともに、各行政区の「生涯学習活動」の支援も継続して進めます。

【点検・評価】

1) 図書館システムは全面的に入替えを実施し、平成24年10月から新システムにより貸出し業務を行っています。システムの更新にあわせ、これまで紙製であった貸出券を「リライトカード」に変更したことにより、貸出券に直接貸出し中の書籍名、返却期限が印字されるようになったことから、利用者の利便性が向上しました。また、「図書館まつり」は、読み聞かせグループの皆さんの協力を得て、8月29日～9月2日（5日間）に開催しました。期間の中日には、絵本作家の村上康成さんをお招きしたワークショップを開催し130名の参加があったのをはじめ、期間中延べ800人近い市民の方々に「図書」「図書館」の魅力を感じていただきました。

2) 親子がふれあう機会の提供や、学校等で経験できない少し違った視点から設定する体験講座は、今年度も多くの皆さんに参加・受講していただきました。

「共育」活動の行動指針となる「新城三つのしつけ（あはは運動）」を全市に啓蒙するため、小学生用下敷きを作成し、2学期当初に全小学生に配付しました。さらに、4月・9月・1月を「あはは運動強化月間」と位置付け、幼保小中にその実施を呼びかけ、保護者にも文書にて協力を依頼しました。また、市民ぐるみの活動とするため、「広報への掲載」「市民への回覧文書」「防災無線での放送」「市HPへの掲載」「市教委HPへの掲載」等を実施し、その協力を呼びかけました。今後は「共食」の考え方も取り入れ、市民への啓蒙を継続的に行い浸透を図っていきます。

3) 本年度も公民館の地元移管作業は順調に進み、地元行政区の了解が得られた11公民館を移管することができました。また、各行政区での生涯学習活動を支援するため、「生涯学習活動費補助金」を全公民館へ本年度も交付するとともに、生涯学習課主催で「生涯学習市民大学」をはじめ、様々な角度から講座を設定し、多くの市民の方々の受講を得ました。

まちなか博物館は、新たに1館（皆集庵）を指定したほか、その制度の周知と各博物館の持つ魅力を今一度PRすることを目的に、特別展示を10月から12月にかけて2回開催し、市内にとどまらず多くの皆さんにご覧いただきました。

(文化課)

【施策】

1) 「長篠・設楽原の戦い」をはじめ、新城の歴史文化を発信します。

全国的な歴史・武将ブームのなか、新城の「長篠・設楽原の戦い」を始めとした歴史文化の価値を発信します。

2) 自然の価値を広報し、自然に親しむ活動を支援します。

さまざまな機会を通して、「新城の自然の価値」を市民に認識してもらうための広報活動を行います。また、鳳来寺山自然科学博物館を拠点として、生涯学習・スポーツ活動・学校教育等々、互いに連携し自然の価値を体験できる活動を企画し、支援します。

3) 若者文化の振興活動、伝統芸能や文化財の保護を支援します。

「ニューアーティストフェスティバル」「高校生の祭典」など新城ゆかりの若者を対象とした発表の場を提供します。また、同時に新城の伝統芸能である「新城新能」や「新城歌舞伎」、各所に伝わる伝統芸能や文化財の保護を支援していきます。

4) 市民の文化振興活動を支援します。

市文化協会の活動に対し、補助金を交付し、その支援を行います。

また、「設楽原決戦場まつり」や「作手古城まつり」「つくでの森の音楽祭」など多くのイベントを盛り上げていきます。

【点検・評価】

1) 「長篠・設楽原の戦い」を広く紹介し、知識と理解を深めるために、企画展や歴史講座を開催しました。

長篠城址史跡保存館の企画展では、春に「保存館収蔵品展」、秋に「長篠城籠城武士 林主水家の足跡」を開催しました。保存館の秀逸な収蔵品をテーマを設けて展示し、市民に広く啓発することができました。秋には長篠城で籠城した奥平家の下級武士「林主水」と子孫の林橋作の先祖探しの旅にまつわる展示品を所有者の協力で初公開することができました。末裔の林橋作は、明治時代から大正時代にかけて、新城町の郷土史家皆川登一郎とも親交が厚く、皆川家のご協力により、林橋作の書簡を展示することができました。歴史講座では、連続講座の形で「古文書・紀行文から探る地域の戦国時代」をテーマに、6回の講座を開催し、115名の応募があり、延べ491人の受講者があった。受講生の内訳は市内のみならず市外からも多数の応募があり、歴史講座の更なる定着が図られました。

設楽原歴史資料館は日本一の規模を誇る古式銃を所蔵し、その古式銃とともに、長篠・設楽原の戦い・岩瀬忠震の紹介を行っています。今年度開催した「幻の名銃 - 村田銃展」「よらいとかぶと」「奥平～長篠から中津へ展」「鉄砲隊の火縄銃展」の4つの企画展はいずれも資料館設立の趣旨に沿ったものです。また、単に企画展を実施するだけでなく、その事業に付随して記念講演会や複数回の展示解説、鉄砲解体ショーの実施など関連行事を積極的に実施し、入館者が前年度より20%増を記録し、22,000人を数えるに至りました。

2) 鳳来寺山自然科学博物館では、春の特別展として新城市合併5周年を記念して選定された「新城の花・木・鳥・石・カエル - その2」を開催し、市民ならびに地域に周知と紹介を行いました。また、夏の特別展「ネイチャーランドしんしろ」、秋の特別展「きのこ展」、冬の特別展「川原の石ころで遊ぶ」を開催し、郷土の自然の楽しさを紹介しました。もみじ祭りイベントにあわせてミュージアムフェスティバルやナイトミュージアムを行い、利用者と一体となった活動を展開しました。また『屋根のない博物館』現地見学ツアーを2回、足元の自然を楽しく学ぶ学習会を9回開催し、地域の自然の理解を深めることができました。さらに、こども&こどもにかえりたい大人の自然講座を3回、ジュニアナチュラリスト養成楽級等を開催し、未来を担う子どもに向け、自然に親しみながら学習する講座を開催しました。調査研究活動では、新城の自然環境基礎調査を継続して実施し、市の自然環境の実態の把握に努めました。また、「新城ジオパーク構想」も進めています。

3) 若者文化の振興をめざし「高校生の祭典」や「ニューアーティストフェスティバル」などを開催します。市指定文化財である「新城歌舞伎」「新城新能」など開催し文化に触れる機会の創出に努めました。

また、伝統民俗芸能の保存伝承活動への支援、指定史跡の環境整備も行いました。

4) 各分野の文化団体が加盟する市文化協会への事業費補助を実施しました。

今年度は更に、尾張・三河地区をひとつとした初の合同茶会「愛知県民茶会」が当市で開催され、支援補助を行いました。市民のほかに市外からも多くの方々が訪れ

て7,000席のにぎわいをみせるなど、盛大に行われました。

観光戦略として、観光協会・観光課・各主催者と密接に連携をとり、新城が誇る戦国三大祭りである「長篠合戦のぼりまつり」「作手古城まつり」「設楽原決戦場まつり」を『しんしろ戦国絵巻三部作』としてそれぞれを一幕、二幕、三幕として開催しました。

#### (スポーツ課)

##### 【施策】

##### 1) 市民スポーツの振興とスポーツ活動団体の支援

スポーツを通して市民の健康維持と体力増進、青少年の心身の健全育成、また、地域社会の活性化を図るためスポーツ団体と協力したスポーツ大会やスポーツ教室を開催、そうしたスポーツ推進の核となるスポーツ活動団体への支援を行う事により継続的な効果が得られる。

##### 2) DOS地域再生事業による地域活性化と経済効果の創出

本市の豊かな自然を利用し、アウトドアスポーツのまちづくりを進めることで、アウトドアスポーツの環境整備を行い、流入・交流人口の増加につなげ、地域経済の活性化と雇用の創出を図る。

##### 3) 社会体育施設の適切な維持管理

新城市B&G海洋センターをはじめとする体育施設の維持管理を行い、市民の体育活動の場を提供する。また、学校施設開放を適切に行い、各地区での体育・文化活動を支援し、ひいては学校施設のより細かなケアを実施する。

##### 4) 市民体育館の取り壊しによる代替施設の検討

新庁舎建設にともない現在の市民体育館が取り壊される予定になっており、代替施設の検討を行う。

##### 【点検・評価】

##### 1) 市体育協会、スポーツ推進委員、各スポーツ少年団へ事業費補助を実施した。

また、スポーツ大会やスポーツ教室を概ね計画通りに進めることができ、新城マラソンにおいては昨年の参加者数を抜き、過去最多の参加があった。

##### 2) DOS事業においては、市民や職員の有志による支援委員会の活動が活発に行われ、特に新城ラリーでは過去最多の37,000人の来場者数を記録し、5億円の経済効果を得られた。

今年度は、新たに全日本トライアル選手権を誘致でき、世界大会の日本代表選考会の記念すべき第1回を実施できた。

##### 3) 所管の社会体育施設の維持管理を実施した。今年度からは学校施設開放を受益者負担とし利用料の徴収をしたため、多少の混乱もあったが、本来の形が築けた。利用料などから、各学校の細かな実績がわかり、これまで以上の精度で施設管理側の支援ができた。

新城市B&G海洋センターは23年度に引き続きB&G財団から「特A評価」をいただき、今年度においては、インストラクターの養成や、少年サッカーゴールの設置、バックネット改修を行った。

##### 4) 市民体育館の取り壊しに伴う代替施設について、新城大谷大学の体育館等を模索している段階である。これまで、市民体育館を使用してきた団体に対しては、学校施設開放を利用してもらおうか、青年の家の体育館を利用してもらおうよう案内をした。



## 6 学識経験者の意見

地教行法第27条第2項の規定に基づき、点検・評価を行うに当たり、学識経験者から意見を聴取しました。

### 1. 報告書の全般に関して

本年度は、前年度の「共育（ともいく）」の拡大から「輪」を広げることを重視した取り組みと実践へ前進して多々の成果が実現化している。子どもと市民が一体となり、共に学び、育つという「絆（きずな）」を中核にした教育の原点からの地域活動の展開は高く評価できる。新城の豊かな自然や歴史・文化等を十分に生かし、いかにも新城らしさの教育主眼は素晴らしく、今後の一層の充実と発展が大いに期待できる。

「共育」の輪を広げる、という教育長の方針説明に基づき、各事業が「共育」を軸にしながらか展開し、「共育」に向けて収斂して行く様態は見事であり、高く評価できる。一方、教育という営みには「完成」を目指しながらも、「完成」がない、という類の営みであるので、今後ますます「共育」を軸にしながらか、より一層の新城教育の充実を願ってやまない。

次に報告書の編集であるが、大項目はよいのであるが、小項目についても「事業系」「現況系」「支援系」等のように、内容に沿って編纂された方が、理解しやすいであろうと思う。

また、「共育」であるが、簡易な文字であるだけに学校関係者以外がその文字に触れた際に、その読み方に逡巡するのではないだろうか？（もちろん、背後に「きょういく」と読めるHidden Curriculumもあるのだろうが）そこで、「共育」に「共育」、「共育<ともいく>」という表記について工夫されては如何だろうか。

### 2. 学校教育について

#### (1) 大きく4点の施策を軸にした「共育」の推進化

子どもの教育を核にして市民全体への輪の広がりが具体化している。特に共育の日創設では約3000名参観者にて広く学校の姿を理解できる機会となり有意義であり注目に値する。また小中連携もさることながら幼稚園や高校との連携も視野に入れた推進は、まさに一人一人を大事にした教育展開であり深化を願う。

#### (2) 防災等、再配置・施設整備の充実

防災等は学校はもとより地域全体の認識が重要であるが、新城は広い面積の地域でもあることからネットワークづくりをはじめ常に検証と訓練により市民との共有化が図られ進展が見られる。小学校の再配置等も人口密度の低下により効率的な配置や整備が着実に進展しており地域との話し合い、関係者の努力が実っている状況は評価できる。

#### (1) 「共育」推進から小中連携推進まで

共育の日を創設したことによって、地域に対して学校の「見える化」を行ったことは、大変有意義に思う。参加者総数が2977名。1校平均114.5人。地域の教育への関心の高さの指標となるもので、今後のさらなる充実を期待するものである。これと関連して、地域の人的資源活用として、学校支援隊を組織化したことは高く評価できる。各学校により、様々な支援形態があると思うが、よい形があるならば、提示→普及という形で拡大して欲しい。

次に小中連携であるが、様々な問題点をしっかりと網羅し対策を検討されている

ことは、評価できる。今後は、平成 25 年度より全市「こども園」になることを受けて、さらに保幼（こども園）小との連携事業も検討の俎上にあげて頂きたい。

(2) 防災・減災・避難の検証と訓練

3.11 以降、一連の防災等に関する意識付けを行うことは意義深く思う。さらに、上述した学校支援隊との効果的な連携も検討いただけると幸いである。

(3) 小学校の再配置

平成 25 年度は小学校の再配置が行われ、山吉田小学校、黄柳野小学校が黄柳川小学校に、作手の四小学校が、作手小学校になり、1 小学校 2 校舎体制になる。肝要なのは、すべてが新城の子供であり、その子供の最善（ex:発達にみあう集団の確保・保障等）を留意した結果であることを、当事者はもちろん、地域の方々にも理解して頂くことである。また、この再配置の基準について新城市はアウトラインを明示しているものであるから、これについては公正に適用して行くことが望ましい。

### 3. 社会教育について

生涯学習、文化、スポーツ各課の施策は取り組みと実践が一段と前進しており、特に「図書館まつり」を通じた活用は毎年記録更新にあり市民活性化に多大な貢献と認識する。

文化やスポーツにおいても新城らしさを最大に生かして地道に継続、努力が多くみられ敬意を表する。また他の市町村との輪の広がりも密着度を増して新城三宝の存在は市外からも注目されており、今後の更なる発展が求められる。いずれ新東名高速道が開通となり交通の利便性を考えると未来は大変明るく行政の役割はきわめて大きく、益々の豊かな新城市の発展を強く願ってやまない。

---

(1) 生涯学習課関係

図書館まつりも定着し、社会教育の活性化の一助になっていることは間違いなく、評価できる。また、貸出券がリライトカードになり利用者の利便性が高まったことも併せて評価できる。

次に親子ふれあい関係のイベント、体験講座等、年々充実し、興味深いものを提供しようという意欲的事業が多いことは、大変喜ばしいことである。

(2) 文化課関係

歴史・資料的な事業、自然関係的事业、伝統芸能的事业等、幅広く展開され、新城市の広報的な側面を併せ持つことにも留意されていることが伺える。今後ともますます発展されて頂きたい。

(3) スポーツ課関係

DOS 事業である新城ラリーについて、ある程度定着してきていることは高く評価できる。本年度は、これに加えて全日本トライアル選手権を誘致できたことは、市の活性化はもちろん、教育的な側面での子どもへの影響も見逃せない。すなわち、子供にも身近な乗り物である自転車を用い、「極めることの素晴らしさ」を何よりも明確に伝えるものであると推測される。学校等でも、何らかの課外活動等との関連付けを行い、生徒・児童を見学させることも検討すべきものだと思う。

【参考】 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

第27条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第3項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。



平成 24 年度  
教育に関する事務の管理及び執行の  
状況の点検及び評価の結果に関する報告書

平成 25 年 3 月  
新城市教育委員会

〒441-1392  
新城市字東入船6番地1  
電話 0536-23-7651 (教育総務課)